

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策における県立学校の臨時休業等の考え方については、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度～」及び令和4年8月29日付け教保体第912-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）」等により運用しているところです。

今般、現下の感染状況等を踏まえ、県立学校における当面の臨時休業等の目安を下記のとおり改正しましたので、今後は別紙により取り扱うようお願いいたします。

この通知は令和4年10月17日から適用することとし、これに伴い令和3年8月30日付け教保体第942号及び令和4年8月29日付け教保体第912-1号は廃止します。

1 今回の改正点

臨時休業のうち学級閉鎖を実施する際の目安を以下のとおり改正する。

○ 学級閉鎖

陽性者が在籍する学級の児童生徒数により適用する目安を下表のとおりとし、以下の目安に該当する場合は、学級閉鎖を実施する。当該期間は5日間程度を目安とする。

児童生徒数	目安
21人以上	同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が合わせて10%以上いる場合
20人以下	同一学級において、2名の陽性者が発生した場合、又は、陽性者が1名であっても、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が複数いる場合

ただし、実施を検討するにあたり、以下のとおり取り扱う。

- ① 1人目の陽性者を認定するにあたり、当該陽性者が感染可能期間^{*}に学校に来ていない場合は除く。
- ② その他の陽性者・体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）を認定するにあたり、同居家族等の濃厚接触者として自宅待機していた者が陽性者等になった場合で、かつ、直近5日間に学校に来ていない場合等、当該陽性者等が1人目の陽性者との間で明らかに感染経路に関連がないと判断できる者に限り除く。

^{*}感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間

2 適用日

令和4年10月17日（月）

なお、適用開始日以前に措置されている臨時休業には遡及しない。

担 当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 脇田・峰岸

電 話：048-830-6963